

人 委 第 9 3 号
令和 6 年 12 月 3 日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県人事委員会委員長 小池 治

条例案に対する意見について（回答）

令和 6 年 11 月 25 日 付け 神議 第 1753 号 により 意見 を 求め ら れ ま し た 次 の 条 例 案 に つ い て は、
異議ありません。

定県第111号議案 任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（理由）

この条例案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 4 条の規定に
基づく任期付職員の昇給に関し、所要の改正を行うものであり、適当と認められます。

（問合せ先
給与公平課給与グループ
電話 045-651-3252）